

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱

制定 令和7年6月4日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体等（以下、「団体等」という。）が実施するDX環境整備事業及び海外デジタルプロモーション事業に対し必要な経費の一部を補助することで、デジタル技術を活用した業務変革を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 別表に掲げる補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下）の事業者をいう。
- (2) 中小企業者 別表に掲げる補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）の事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、団体等の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 小規模企業者、中小企業者、又は団体等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に掲げるもの（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する次の各号の該当する事業であるものとする。ただし、同事業において、国、地方公共団体等の補助金等と重複する経費については、本事業の補助対象経費から除くものとする。

- (1) DX環境整備事業
- (2) 海外デジタルプロモーション事業
- (3) 前号に掲げるもののほか、DX環境整備に関する事業であって特に市長が認めるもの

2 第1号に規定する補助事業を含めることを要件とする。

(補助対象期間)

第5条 補助事業が補助金の交付対象となる期間は、第10条の規定による交付決定があった日から市が指定する日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるところとする。

- (1) DX環境整備事業に関するデジタル人材関連費
- (2) DX環境整備事業に関するデジタルツール導入費及びセキュリティ対策費
- (3) 海外デジタルプロモーション事業に関するデジタルコンテンツ制作費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条各号に規定する補助対象経費の区分における補助金の額を合算した額とする。また、各補助事業の補助対象経費における補助率及び補助上限額は下表のとおりとする。ただし、各補助対象経費の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
D X環境整備事業	デジタル人材関連費	1／2以内	1 0万円
	デジタルツール導入費及びセキュリティ対策費	1／2以内	2 0万円
海外デジタルプロモーション事業	デジタルコンテンツ制作費	1／2以内	1 0万円

(交付の制限)

第8条 この要綱に基づく補助金の交付は、1事業者につき、一の年度に1回を限度とする。

(交付の申込)

第9条 補助金の交付を受けようとするものは、熊本市D X環境整備事業補助金交付申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(交付の決定)

第10条 前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、熊本市D X環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の申込み（交付決定の要件を満たすものに限る。）は先着順に審査して行うものとする。ただし、同時に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、按分により交付決定をする。

(交付の条件)

第11条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(補助事業の変更又は中止の手続)

第12条 第10条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、熊本市D X環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

2 前項の規定による変更・中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承認することとした場合は、熊本市D X環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、熊本市D X環境整備事業補助金に係る実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて書類確認、質問等を行

い、これらに適合すると認めたときは、熊本市DX環境整備事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から速やかに、熊本市DX環境整備事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第11条に規定する交付の条件に違反したとき。
- (2) 第12条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第18条 補助事業者は、第16条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

る。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第19条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（財産の処分の制限）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

（雑則）

第21条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月4日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

補助対象業種	日本標準産業分類（平成25年10月改定）において以下の分類に規定する業種 ・大分類E 製造業 ・大分類G 情報通信業 内 中分類39 情報サービス業 ・大分類I 卸売業、小売業 ・大分類M 宿泊業、飲食サービス業 内 中分類76 飲食店 中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業
--------	--

熊本市DX環境整備事業補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申込者 企業名
(団体名)
代表者

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 補助事業の名称 | DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業） |
| 2 補助事業の内容 | 補助事業計画書のとおり |
| 3 補助対象経費 | 補助事業計画書のとおり |
| 4 補助金の交付申込額 | 補助事業計画書のとおり |
| 5 補助事業完了予定日 | <u> 年 月 日</u>
※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する予定の日付 |
- 6 添付資料
- （1）補助事業計画書
 - （2）補助要件に適合することを確認するための補足資料
 - （3）補助対象経費に係る見積書等
 - （4）市税滞納有無調査承諾書
 - （5）その他市長が必要と認める書類

熊本市DX環境整備事業補助金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

年 月 日付で交付申請のあった熊本市DX環境整備事業補助金について、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
 - (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 この補助金については、別に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- 9 この補助金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

熊本市DX環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

年 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり計画変更・中止したいので、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更・中止の理由
- 4 変更後補助対象経費 _____ 円
- 5 変更後補助金交付申請額 _____ 円
- 6 変更後補助事業完了予定日 _____ 年 月 日
※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する予定の日付
- 7 添付書類
 - (1) 変更後の補助事業計画書
 - (2) 変更後の補助対象経費に係る見積書等
 - (3) その他市長が必要と認める書類

熊本市DX環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

年 月 日付け 発第 号で通知した熊本市DX環境整備事業補助金について、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称

DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）
- 2 変更後補助対象経費

円
- 3 変更後補助金交付決定額

円

熊本市DX環境整備事業補助金に係る実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

年 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）
- 2 添付資料
 - (1) 補助事業報告書
 - (2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことが確認できる書類
 - (3) DX環境整備の内容が分かる資料（研修終了証等の写し・導入ツールパンフレット等の写し・セキュリティソフトパンフレットの写し・海外デジタルプロモーションに係るデータ等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

熊本市DX環境整備事業補助金交付確定通知書

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

年 月 日付け 発第 号で通知した熊本市DX環境整備事業補助金については、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり交付確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称

DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）
- 2 補助金交付確定額

円

熊本市DX環境整備事業補助金請求書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額						0	0	0

※金額の頭初に「¥」の記号を記載してください。

【振込先口座】

金融機関名					銀行・信用金庫・信用組合・ 農協・その他（ ）			
					本店・支店・出張所			
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄							
口座番号 ※右詰めで記入								
フリガナ								
口座名義								